(t)　第一地域及び第三地域では、2017年１月１日まで第78及び第19並びに第79及び第20チャネルを複信チャネルとして引き続き割り当てることができる。これらのチャネルは、影響を受ける主管庁との調整の対象となることを条件として、単一周波数チャネルとして使用することができる。同日からこれらのチャネルは単一周波数チャネルとしてのみ使用する。ただし、複信チャネルの割当ては、影響を受ける主管庁との調整の対象となることを条件として、海岸局と船舶局の連携のために保つことがある。

(u)　第二地域のこれらのチャネルは､影響を受ける主管庁との調整の対象となることを条件として、単一周波数チャネルとして使用することができる。

(v)　2017年１月１日以降は、これらの周波数は、オランダにおいて、影響を受ける主管庁との調整の対象となることを条件として、複信チャネルとして引き続き使用することができる。

(w)　第一地域及び第三地域では、2017年１月１日まで157.025―157.325MHz及び161.625―161.925MHzの周波数帯（第80、第21、第81、第22、第82、第23、第83、第24、第84、第25、第85、第26及び第86チャネルに相当）は、影響を受ける主管庁との調整の対象となることを条件として、新しい技術のために使用できる。新しい技術でこれらのチャネル又は周波数帯を使用する無線局は、無線通信規則第５条に従って運用している無線局に有害な混信を生じさせてはならず、当該無線局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。同日から157.025―157.325MHz及び161.625―161.925MHzの周波数帯（第80、第21、第81、第22、第82、第23、第83、第24､第84、第25、第85、第26及び第86チャネルに相当）は、ＩＴＵ－Ｒ勧告M．1842に従うデジタルシステムの利用とする。これらの周波数帯は、影響を受ける主管庁との調整の対象となること及びデジタル変調を使用した海上移動業務の他の無線局からの混信を容認することを条件に主管庁によって認められたものであってＩＴＵ－Ｒ勧告M．1084に従ってアナログ変調に使用することができる。

(ww)　第二地域では、157.2―157.325MHz及び161.8―161.925MHzの周波数帯（第24、第84、第25、第85、第26及び第86チャネルに相当）は、ＩＴＵ－Ｒ勧告M．1842に従ったデジタル変調に割り当てる。

(x)　2017年１月１日からアンゴラ、ボツワナ、レソト、マダガスカル、マラウイ、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、コンゴ民主共和国、セイシェル、南アフリカ、スワジランド、タンザニア、ザンビア、ジンバブエにおいて、157.125―157.325MHz及び161.725―161.925MHzの周波数帯（第82、第23、第83、第24、第84、第25、第85、第26及び第86チャネルに相当）は、デジタル変調の無線局に割り当てる。同日から中華人民共和国において、157.150―157.325MHz及び161.750―161.925MHzの周波数帯（第23、第83、第24、第84、第25、第85、第26及び第86チャネルに相当）は、デジタル変調の無線局に割り当てる。

(y)　これらのチャネルは、影響を受ける主管庁との調整の対象となることを条件として、単一又は複信の周波数チャネルとして割り当てることができる。

(z)　これらのチャネルは、存在する固定業務及び移動業務のアプリケーション及び無線局に有害な混信を与えないこと並びにそれらからの有害な混信を容認することを条件に、将来のＡＩＳアプリケーションのテストに使用することができる。

別表３－５　船上通信局又は船舶局の船上通信設備の周波数表

156.75MHz　156.85MHz
457.525MHz　457.55MHz　457.575MHz
467.525MHz　467.55MHz　467.575MHz　467.6MHz　467.6125MHz　467.625MHz

別表４　船舶地球局及び携帯移動地球局の周波数表

１　インマルサットＣ型の無線設備の機器を施設する船舶地球局及び携帯移動地球局

送　信　周　波　数	受　信　周　波　数
1626.5MHzから1646.5MHzまでの周波数帯	1530MHzから1545MHzまでの周波数帯

２　インマルサットＢ型の無線設備の機器を施設する船舶地球局及び携帯移動地球局

送　信　周　波　数	受　信　周　波　数
1626.5MHzから1646.5MHzまでの周波数帯	1525MHzから1545MHzまでの周波数帯

３　インマルサットＭ型の無線設備の機器を施設する船舶地球局

送　信　周　波　数	受　信　周　波　数
1626.5MHzから1646.5MHzまでの周波数帯	1525MHzから1545MHzまでの周波数帯

４　インマルサットＦ型の無線設備の機器を施設する船舶地球局

送　信　周　波　数	受　信　周　波　数
1626.5MHzから1660.5MHzまでの周波数帯	1525MHzから1559MHzまでの周波数帯

５　インマルサットＭ型、ミニＭ型、Ｆ型、ＢＧＡＮ型及びＧＳＰＳ型の無線設備の機器を施設する携帯移動地球局

送　信　周　波　数	受　信　周　波　数
1626.5MHzから1660.5MHzまでの周波数帯	1525MHzから1559MHzまでの周波数帯

６　インマルサットＤ型の無線設備の機器を施設する携帯移動地球局

送　信　周　波　数	受　信　周　波　数
1626.5MHzから1645.5MHzまで及び1656.5MHzから1660.5MHzまでの周波数帯	1525MHzから1559MHzまでの周波数帯

７　その他の携帯移動地球局

送　信　周　波　数	受　信　周　波　数
1626.5MHzから1660.5MHzまでの周波数帯	1525MHzから1559MHzまでの周波数帯

別表５　航空機地球局の周波数表

１　無線高速データ通信が可能なもの

送　信　周　波　数	受　信　周　波　数
1626.5MHzから1660.5MHzまでの周波数帯	1525MHzから1559MHzまでの周波数帯

２　１以外のもの

送　信　周　波　数	受　信　周　波　数
1626.5MHzから1660.5MHzまでの周波数帯	1530MHzから1559MHzまでの周波数帯

別表６－１　テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用構内無線局の周波数表

1216.0125MHz以上1216.9875MHz以下の周波数であって、1216.0125MHz及び1216.0125MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に36MHzを加えたもの。ただし、1216.0125MHz及び1252.0125MHz並びに1216.5125MHz及び1252.5125MHzは、周波数制御用チャネルとする。
1216MHz以上1217MHz以下の周波数であって、1216MHz及び1216MHzに50kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に36MHzを加えたもの。ただし、1216MHz及び1252MHzは、周波数制御用チャネルとする。